

平成 19 年 11 月 19 日

お客様各位

株式会社 確認サービス

建築確認申請手数料一部改正のご案内  
(構造別棟または複数棟の場合)

平素は当社をご利用いただき誠にありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

さて、建築基準法施行令第 81 条第 4 項のエキスパンションジョイント等により別の建築物とみなす場合または複数棟の建築物がある場合、構造審査の手間はほぼ複数倍かかっています。これまで従来どおりの確認申請面積による手数料算定にて努力をしておりましたが、この度構造が複数棟の場合の確認申請手数料を、下記のとおり改正させていただきますのでご案内申し上げます。

皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 対象

構造別棟または複数棟の建築物の構造審査を必要とする確認申請

2. 改正後の手数料

構造審査が 1 棟増毎に審査手数料の 20% (千円未満切捨) を加算いたします。

例

申請床面積	主要用途	審査手数料	構造別棟数	加算額
2,300 m <sup>2</sup>	共同住宅	220,000 円	2 棟	220,000 × 20% = 44,000 円
10,500 m <sup>2</sup>	工場	660,000 円	3 棟	660,000 × 20% × 2 = 264,000 円

3. 改正日

平成 20 年 1 月 4 日 (金)

以上